

第2回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月29日(火) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 1 | 三木 隆志 | 2 | 金曾 浩文 | 3 | 辻本 一夫 |
| 4 | 太田 勝義 | 5 | 乙部 毅博 | 6 | 竹内 稔 |
| 7 | 水野 敦 | 8 | 岩岡 栄一 | 9 | 金曾 千春 |
| 10 | 鈴木 敏文 | 11 | 寺嶋 誠一 | 12 | 牧田 日出男 |
| 13 | 太田 福司 | 14 | 穀内 和夫 | | |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第2 | 議案28号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第3 | 議案29号 | 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて |

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 穀内会長 | <p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第2回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番 辻本 一夫 委員、4番 太田 勝義 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| 瀬尾局長 | <p>それでは、7月20日開催の第1回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、7月28日、南十勝農業委員会 会長・会長職務代理者・事務局長研修会が幕別町忠類のふれあいセンター福寿で開催され、穀内会長、太田代理、と私が出席しております。研修会の中で、十勝農業委員会連合会役員候補者の協議が行われ、南部地区から、副会長1名、理事1名、監事1名の割り当てがあり、各会長が別室で協議した結果、副会長に幕別町の中村会長、理事に更別村の斗澤会長、監事に大樹町の穀内会長が候補者として選出されました。</p> <p>8月3日、自由民主党北海道第11選挙区支部の地域政策懇談会が役場の委員会室で開催され、穀内会長が出席しております。</p> <p>同日、新農業後継者並びに成婚者激励会が農協会議室で行われ、穀内会長と太田代理が出席しております。</p> <p>この激励会では、新農業後継者は2名の方、成婚者は1組となっております。</p> <p>7日、四役・班長会議が役場第2会議室で開催され、穀内会長、太田代理、農地・農政の各委員長及び各班長が出席しております。</p> <p>議題は、第25期農業委員会活動方針について、話し合いが行われ、詳細については、この後の委員協議会でご説明いたします。</p> <p>9日、十勝農業委員会連合会臨時総会が帯広市役所の会議室で行われ、穀内会長と私が出席しております。議題は十勝の役員の選出で、選考委員で協議した結果、会長に帯広市の吉田会長、副会長は、幕別町の中村会長と士幌町の森本会長の2名、理事には、池田町の金川会長、本別町の牧田会長、清水町の土井会長、芽室町の島部会長、更別村の斗澤会長の5名、監事には、豊頃町の井下会長と大樹町の穀内会長の2名が選出されました。</p> <p>また、北海道農業会議の、理事と常設審議委員には、帯広市の吉田会長が、監事には、清水町の土井会長が選出されました。北海道農業者年金協議会の理事に帯広市の吉田会長が、監事には、士幌町の森本会長がそれぞれ選出されております。</p> <p>17日、南十勝の農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会が更別村で開催され、穀内会長、太田代理、委員9名、そして事務局が参加しております。パークゴルフの結果は、別紙をご覧くださいと思います。このページより6枚おめくりください。団体戦では、参加者全員の合計スコアの平均で競われ、優勝は、66.89の中札内村、準優勝は、66.90の広尾町、大樹町は67.07で惜しくも第3位の結果となりました。</p> <p>団体戦は今一步の結果となりましたが、個人戦では、優勝は逃したものの、■■■■ 委員がみごと準優勝を獲得いたしました。改めておめでとうございます。</p> <p>研修会の方は、更別村の「スマート農業の取り組み」についてでありまして</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>、ドローンによる自動航行又はロボットトラクターのデモンストレーションなど見学してまいりました。</p> <p>22日、第2回 農政委員会が開催され、大樹町より照会のあった「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し」について、金曾 浩文 委員長以下6名の農政委員及び穀内会長、太田代理に出席いただき、協議を行っております。本案件につきましては、この後、議案として皆様にご審議頂きます。</p> <p>23日、新任農業委員研修会が帯広市のとちちプラザで開催され、新任委員5名全員と事務局が出席しております。</p> <p>次に2の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は9件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、3法人から、報告書の提出を受けていない状況となっております。この3法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるようを引き続き説明して参ります。</p> <p>最後に3のその他で8月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第28号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| <p>瀬尾局長</p> | <p>それでは、議案第28号「旧農業経営基盤強化促進法 第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>今、ご説明いたしました旧農業経営基盤強化促進法ですが、国では、本年4月1日に「農業経営基盤強化促進法」が改正され、改正法施行により「農業経営基盤強化促進法」から「農用地利用集積計画」は削除されております。ただし、経過措置が設けられており、「地域計画」を「公表」する前日までは、「農用地利用集積計画」による賃貸・売買などが可能となっておりますので、令和5年4月1日施行の改正法である「農業経営基盤強化促進法」と区分するため、旧法としております。その旧法は最長2年間有効とされ、その後は、失効となります。失効後は、農地中間管理事業法による「農用地利用集積等促進計画」による賃貸・所有権移転となりますので、「地域計画」を「公表」する前日までは、旧法を適用することとなります。従来旧法18条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は1件でございます。内訳は、賃貸借の、更新が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p> |

| | |
|------|--|
| 穀内会長 | <p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 豊吉主幹 | <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番は賃貸借の案件となります。申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■の1の1 他1筆であります。登記簿・現況地目は畑、その他、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は、■■,■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■,■■,■■■㎡であります。賃借料は、年額■■■,■■■円、10a当り■,■■■円、期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日の10年間であります。</p> <p>申請番号1番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>内容の説明が終わりました。なお、申請番号1番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第28号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第29号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> |
| 瀬尾局長 | <p>それでは、議案第29号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」の提案説明を申し上げます。</p> <p>ご審議頂きます「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し」については、北海道が定める農業経営基盤強化促進 基本方針が本年、見直しとなったことにより、大樹町においても、この基本構想の見直しが必要となってございます。</p> <p>また、基本構想の見直しにあたっては、当農業委員会等への意見照会が必要とされており、大樹町より依頼があったものであります。</p> <p>この基本構想は、認定農業者の認定の基準であり、農業委員会においては、農地あっせん基準の一つである農業者の経営面積の指標となっているなど関わりがあるものとなってございます。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>詳細につきましては、この後、大樹町農林水産課 奥村 農政係長より説明がありますので、変更内容の可否についてご審議賜りたく、提案申し上げますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 穀内会長 | <p>それでは、内容について、大樹町農林水産課の奥村 農政係長より説明を求めます。</p> |
| 奥村農政係長 | <p>本日、お時間をいただき、ご意見を賜りたい案件につきまして概要を私の方からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、大樹町では「農業経営基盤強化促進法」という法律に基づいて、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めています。</p> <p>この基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、北海道が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に、効率的で安定的な農業経営の指標や、農用地の利用集積目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援などについて地域の実情を踏まえて市町村が定めることとされているものです。</p> <p>なお、大樹町においても、この基本構想に基づいて農業経営改善計画の認定を行っているところです。</p> <p>本題の、委員皆さまにご審議いただきたい内容は、この本町基本構想の一部見直しについてとなります。</p> <p>見直すこととなった理由は、令和5年4月に農業経営基盤促進法が一部改正されたことによって、この基本構想の大元となる「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」が改正され、これに伴って北海道が定める基本方針が令和5年4月に一部変更されました。</p> <p>これを受けて、本町の基本構想の見直しを行うことが必要となり、見直しには農業員会の意見を聴かなければならないとされていることから、今回ご審議をお願いすることとなりました。</p> <p>今回、見直す主な項目につきましては、北海道の基本方針の見直し項目に合わせて、添付の概要説明資料の「見直し項目」に記載した4項目について見直しを検討しています。</p> <p>1つ目が「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加になります。基本構想案の27ページをお開きください。</p> <p>第4の1から4の項目が追加となっており、現行の基本構想の各項目に分けて記載されていた、農業担い手に関する事項を第4に集めたものとなっています。</p> <p>第4の1の「農業担い手の確保・育成の考え方」ですが、農業担い手の確保・育成のために情報提供や受け入れ体制の整備などで支援を行っていく旨の記載となっています。</p> <p>次に、2の「本町が主体的に行う取組」ですが、町が農業協同組合や改良普及センターと連携して、農業を担う人材の確保に向けて支援を行いながら、認定農業者へと誘導していく旨の記載となっています。</p> <p>次に、3の「関係機関との連携・役割分担の考え方」ですが、関係機関が農業担い手に支援を行っていくうえで、農地の確保は農業委員会が、新規就農へ向けての情報提供や相談は農業担い手センターが行っていくという役割分担について記載されています。</p> <p>次に、4の「就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のた</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>めの情報収集・相互提供」ですが、農用地の円滑な移譲、継承が行われるようサポートを行っていく旨の記載、学生が農業に関心を持ち、将来の進路の選択肢となるよう、生産者との交流の場や農業体験ができる仕組みをつくることについて記載されています。</p> <p>2つ目が「「人・農地プラン」から地域計画への移行に伴う追加・修正」です。</p> <p>基本構想案の29ページをお開きください。</p> <p>まず、地域計画とは何かですが、地域農業の維持のため、10年後に誰が、どのように農地を使っていくのかを、地域の話し合いによって決め、決めたとおりに移譲・継承を行っていくという計画になっています。</p> <p>この第6の1は、その計画策定のための協議の場をいつ開催するか、誰が参加するか、協議では農用地の出し手と受け手の意向が反映されるよう調整を行っていく旨が記載されています。</p> <p>また、参加者からの問い合わせには役場農林水産課が対応していくことも記載しています。</p> <p>加えて、地域計画が策定された後は、計画通りに農用地が移譲・継承されているか、管理を行っていく旨も記載されています。</p> <p>35ページをお開きください。下段の(3)になります。</p> <p>こちらは、地域計画を実現するために担い手が農用地を適切に管理していくために、農作業受託を活用できるよう情報提供を行える環境を整備する旨の記載となっています。</p> <p>3つ目が「利用権設定等促進事業の廃止に伴う修正」です。37ページをお開きください。</p> <p>附則の第2項になります。</p> <p>こちらは、基盤法の改正により、利用権設定等促進事業が廃止されたことに伴い、基本構想から記述が削除されたため、地域計画策定までは、いままで通りのやり方で農地の受け渡しを行っていきますという記載になっています。</p> <p>4つ目が「その他」、基本方針に基づいた語句等の修正です。</p> <p>これまでにご説明させていただいた以外の赤字の箇所については、北海道の基本方針に基づいて語句等の修正を行っております。</p> <p>今回の見直しは、法律の改正に合わせたものとなっており、数値目標等に修正はありません。</p> <p>最後に、事務スケジュールについてですが、関係機関からのご意見等を反映させた基本構想（案）を、振興局を経由して、北海道の協議・同意を経たのちに、9月末までに決定、公表する予定となっており、決定後に変更後の基本構想で運用していくこととなります。</p> <p>以上が、今回の見直しの概要説明となりますので、ご意見を賜りたくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>穀内会長</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、金曾 浩文 農政委員長より農政委員会での協議の結果を報告願います。</p> |
| <p>金曾農政委員長</p> | <p>議案第29号について、報告いたします。</p> <p>8月22日に農政委員会を開催し、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しの内容について審議いたしました。</p> <p>審議した結果、農政委員会においては、内容等に不備はなく、総会に諮るこ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>とを了承しております。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 穀内会長 | <p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第29号、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直しについて」の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p> |
| 瀬尾局長 | <p>次回の総会につきましては、9月29日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 穀内会長 | <p>以上をもって、第2回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年8月29日

会 長

委員(3 番)

委員(4 番)